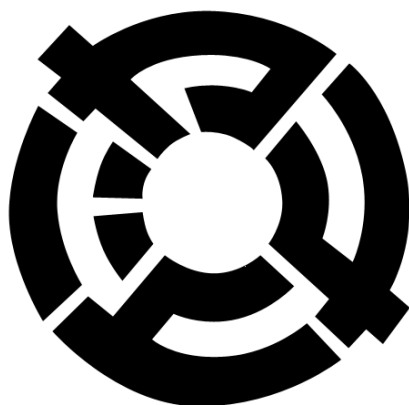


第三期
柳津町子ども・子育て
支援事業計画

(計画期間 令和7年度から令和11年度)



柳津町

令和7年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
子ども・子育て支援の意義のポイント	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
5. 計画策定及び評価	
(1) 柳津町子ども・子育て会議の設置	5
(2) アンケート調査（ニーズ調査）の実施	6
(3) 計画の実施状況の点検・評価	6
第2章 子ども・子育ての現状	
1. 人口の状況	7
2. 出生数及び合計特殊出生率の状況	8
3. 婚姻率・離婚率の状況	10
4. 女性の労働効率の状況	10
5. アンケートから見る子育ての現状・意向	11
6. 第2期計画における取組及び実績	20
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念と目標	26
2. 基本的目標	27
3. 子ども・子育て支援事業の骨組み	28
第4章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	
1. 幼児期の教育・保育の量の見込み	29
2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期	30
第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	31
第6章 保育・教育の一体的支援及び推進体制の確保	
1. 柳津町の保育・教育内容の充実	38
2. 学校における連携教育の推進	39
第7章 計画の推進に向けて	
1. 推進体制	40
2. 計画の広報・啓発	40
3. 計画の進行管理	40

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の出生数は、令和5年に72万7,277人で前年より4万3,482人減少となり統計を開始した1898年以来最低となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となっています。急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する施策が進められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行され、本町においても平成27年3月に「第1期柳津町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期柳津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んで参りました。

その後、令和元年に子ども・子育て支援法の改正により幼児教育・保育の無償化が始まり、令和5年4月にはこども家庭庁の創設と同時に「こども基本法」が施行し、12月には「こども大綱」が閣議決定されました。すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に、幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。

柳津町では第2期計画が期間終了となることから、国の制度の拡充を踏まえた「第3期子ども・子育て支援事業計画」を柳津町子ども・子育て会議での検討・助言を受けながら策定し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するために安心して妊娠、出産、子育てができる環境の整備を推進して参ります。

◎子ども・子育て支援の意義

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、都市部を中心に依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

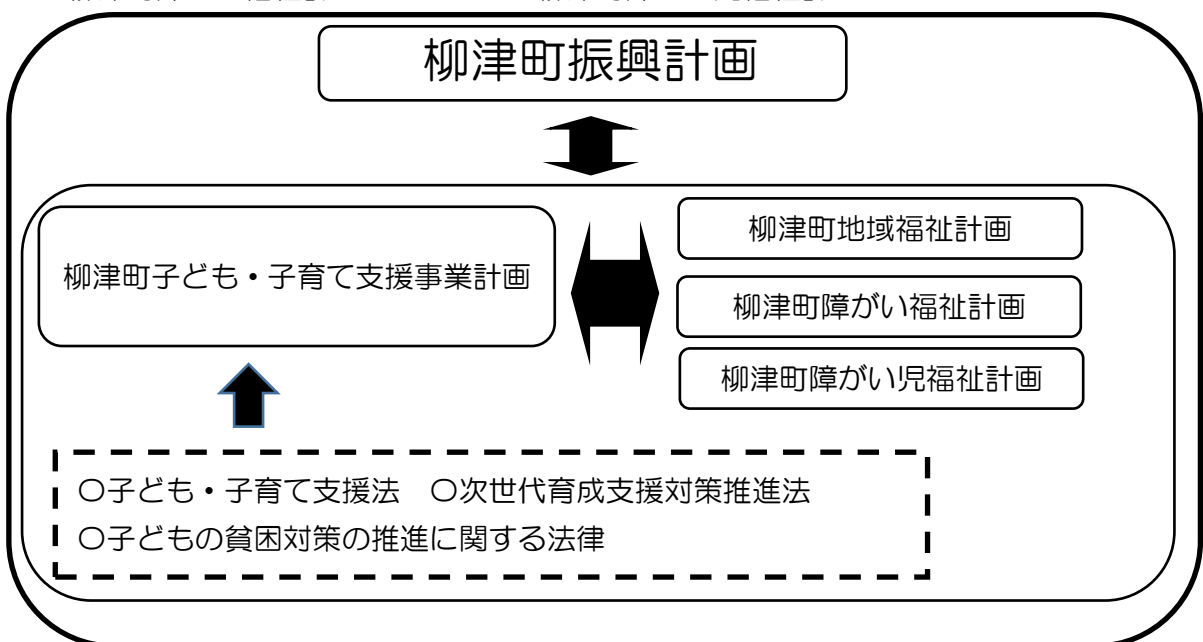
2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「貧困対策計画」の内容を包含した計画とします。

また、本計画策定にあたり「柳津町振興計画」を上位計画とし、各種関連計画と連携・整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めるものです。

◆ 関連計画

- 柳津町振興計画
- 柳津町地域福祉計画
- 柳津町障がい福祉計画
- 柳津町障がい児福祉計画



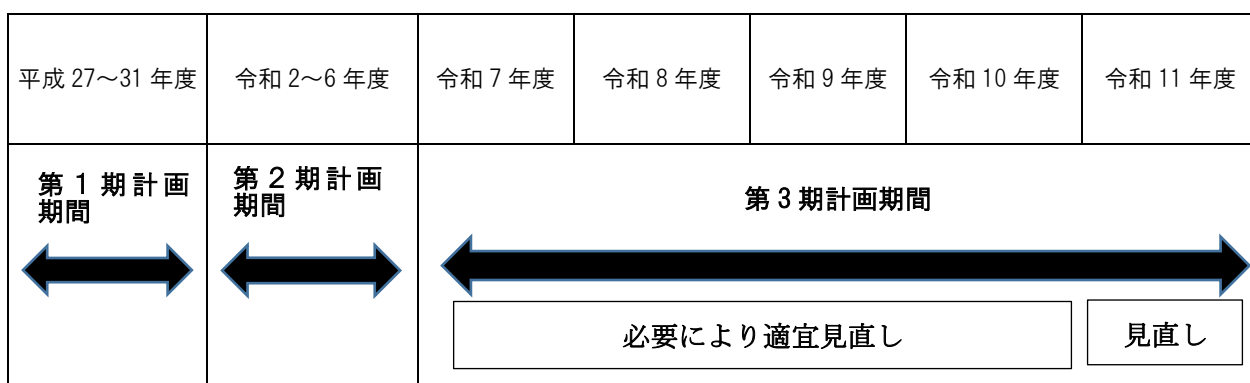
根拠法令	
子ども・子育て支援法（抜粋） 第61条	（市町村子ども・子育て支援事業計画） 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法（抜粋） 第8条	（市町村行動計画） 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活

	との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（「市町村行動計画」という）を策定することができる。
こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋） 第10条	（都道府県計画等） 2 市町村は大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（「市町村計画」という）を定めるよう努めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて適宜必要な見直しができるものとします。



4. 計画の対象

本計画の対象は、「本町に居住する全ての妊婦・出産期及び子ども、子育て家庭等」とします。

なお、本計画における「子ども」¹とは、0歳からおおむね18歳までとします。

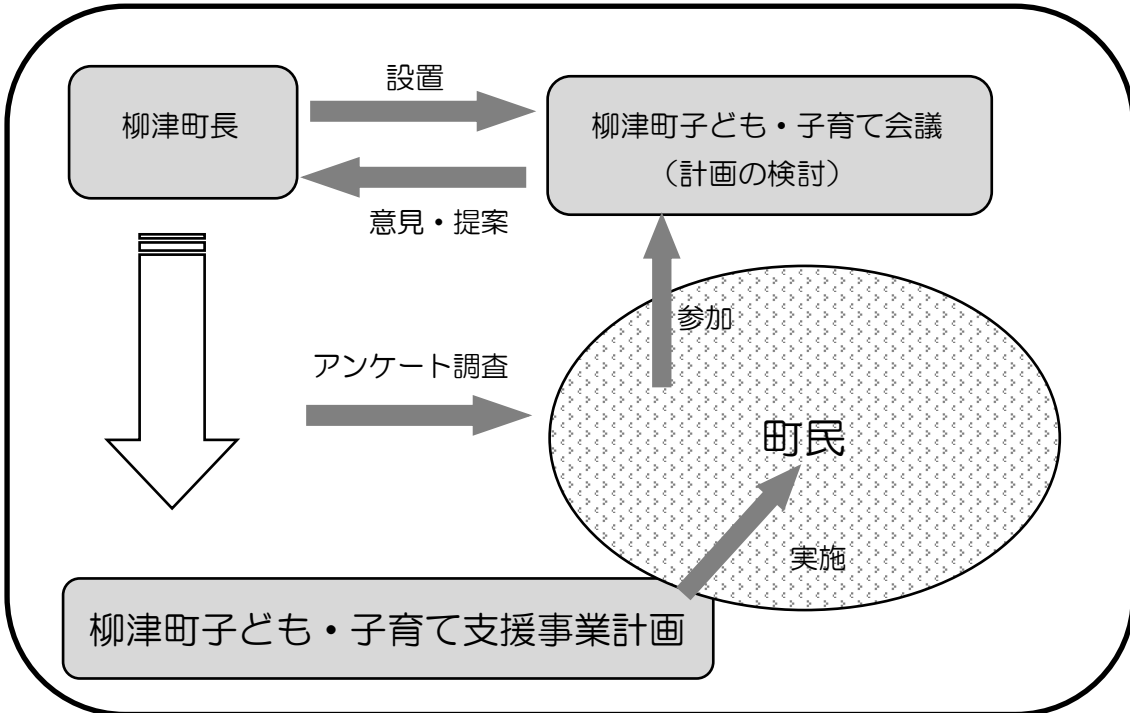
¹ 子ども・子育て支援法において、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までにある者

5. 計画策定及び評価

(1) 「柳津町子ども・子育て会議」による審議

本計画を策定するにあたり、町民の意見が広く反映されるよう、町民、子ども・子育て関係団体・組織、学識経験者、行政で構成する、子ども・子育て支援法第77条に基づく「柳津町子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議いたしました。

■計画策定の体制



(2) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本町では、子育て世帯の実情や子育てに関するニーズを把握するため、令和7年2月から、「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を実施しました。

①調査の目的

本調査は、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

②調査対象

未就学児・就学児のいる世帯

③調査期間

令和7年2月10日～令和7年3月31日

④調査方法

未就学児のいる世帯及び就学児のいる世帯に、QRコードを使用したWeb調査を実施しました。

⑤配布数

区分	配布数
未就学児保護者	63
小学生保護者	85

(3) 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、各事業の進捗状況を調査し、各年度の実績や点検、今後の方向性等について整理し計画の進行を管理します。

なお、計画と実績との乖離がある場合、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合には、「柳津町子ども・子育て会議」における審議を踏まえ、本計画の見直しができるものとしてします。

第2章 子ども・子育ての現状

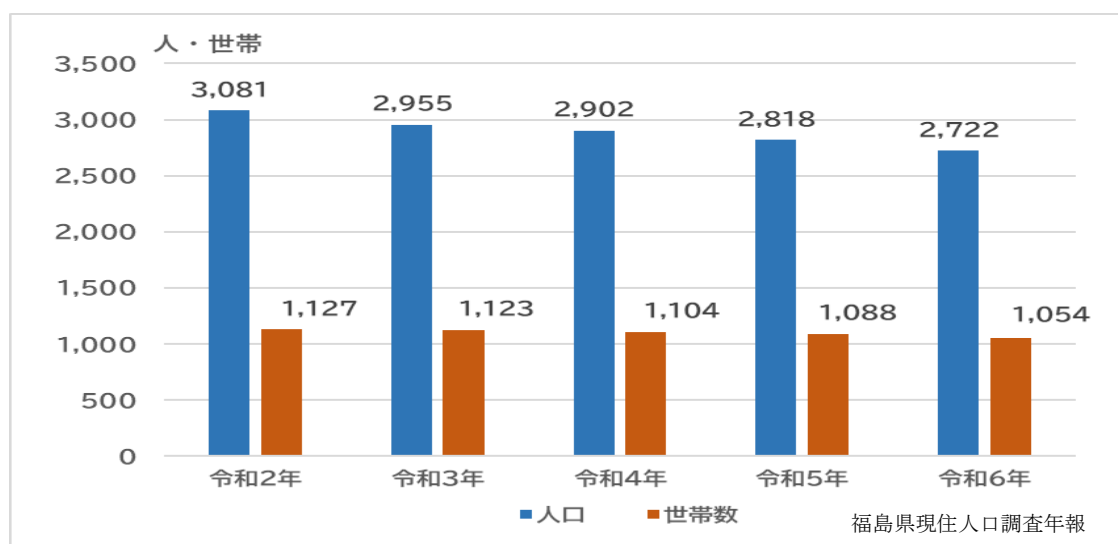
1. 人口の状況

本町の人口は、福島県と同様に年々減少傾向にあり、令和6年は2,722人（現住人口調査）となり令和元年の3,339人と比べると617人の減となっています。また、世帯数も緩やかに減少となっています。年齢3区分別人口をみると生産年齢人口（15～64歳）は大幅な減少となっています。年少人口（0～14歳）や老年人口（65歳以上）については緩やかに減少しています。しかし、老年人口の中の75歳以上については増加しており、少子高齢化が加速しております。

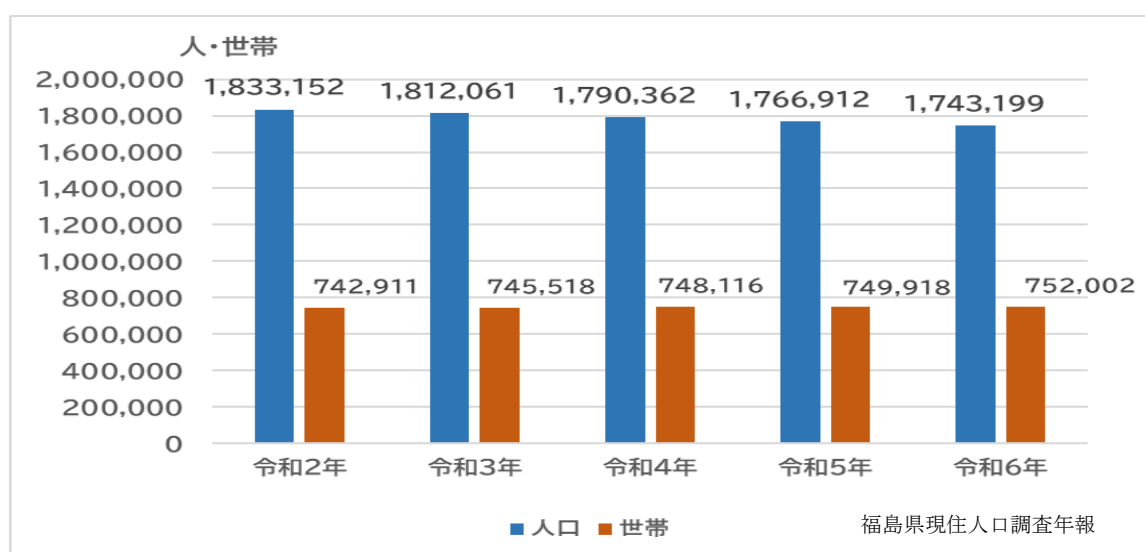
本町の独自の推計では、2050年には人口が1,809人になる推計も出されております。

■柳津町の人口・世帯の推移

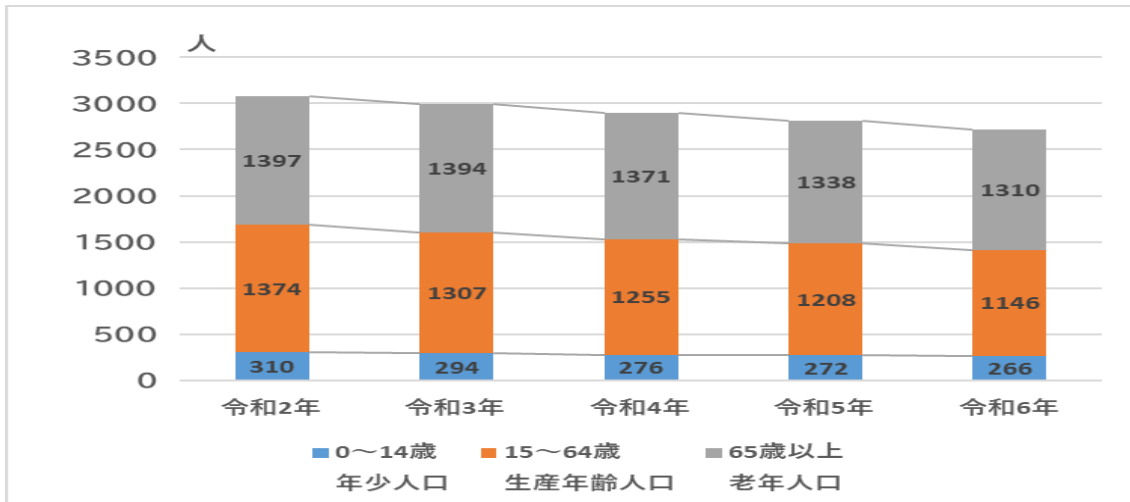
10月1日現在



■福島県の人口・世帯の推移



■柳津町の年齢3区分別人口の推移



	年少人口	生産年齢人口	老年人口	
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	内75歳以上
令和2年	310	1,374	1,397	705
令和3年	294	1,307	1,394	787
令和4年	276	1,255	1,371	779
令和5年	272	1,208	1,338	770
令和6年	266	1,146	1,310	766

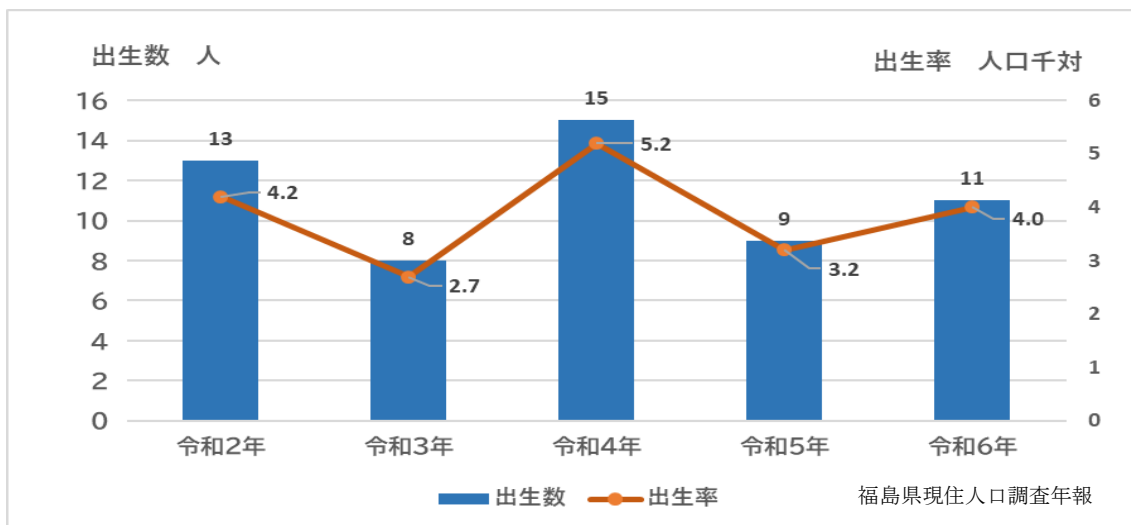
福島県現住人口調査年報

2. 出生数及び合計特殊出生率の状況

出生数においては、全国・福島県と同様に減少となっております。年によって変動はありますが、10人前後で推移しております。

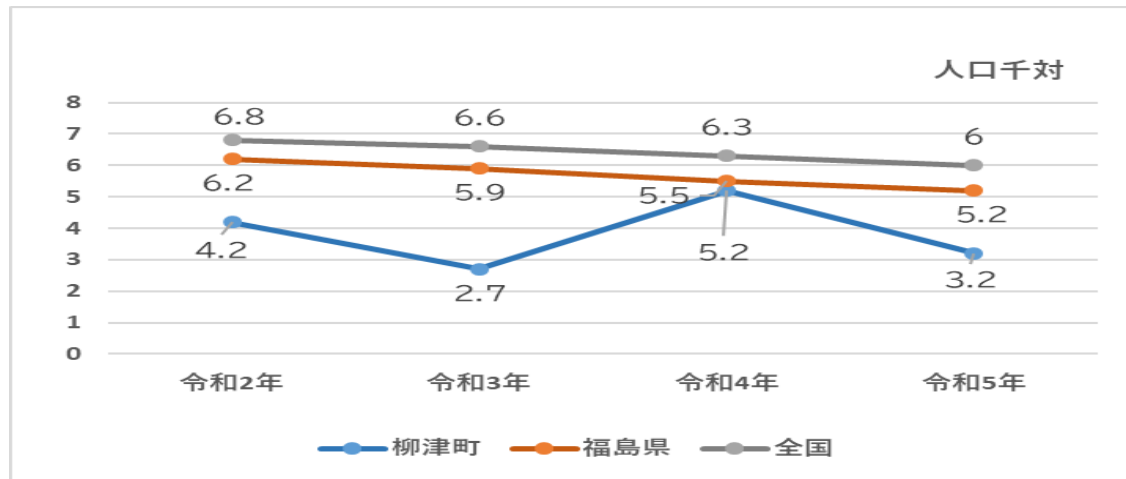
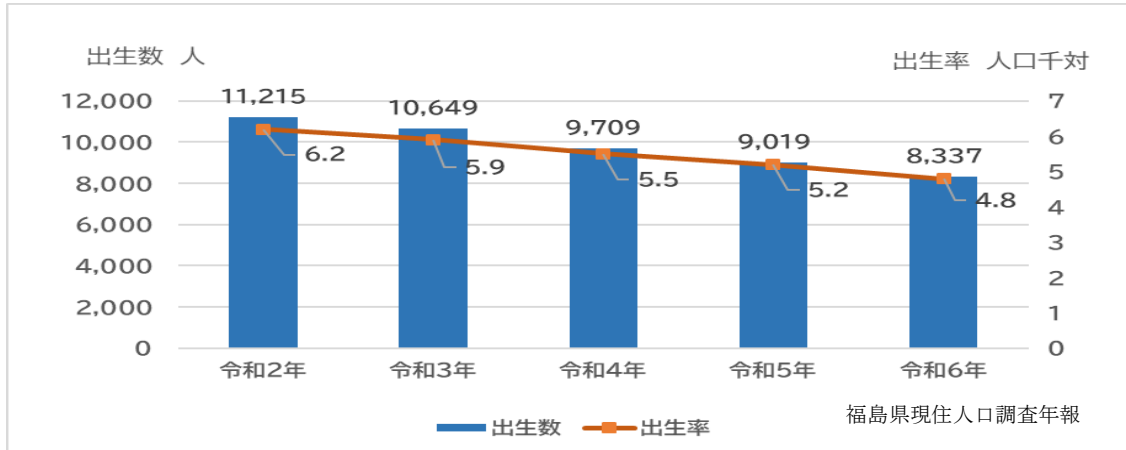
また、一人の女性が一生に産む子どもの平均数である合計特殊出生率について、国・県・柳津町の数値は以下ようになります。国・県の値と比べて数値がやや高くなってはおりますが、減少傾向が見られています。

■柳津町の出生数・出生率の推移



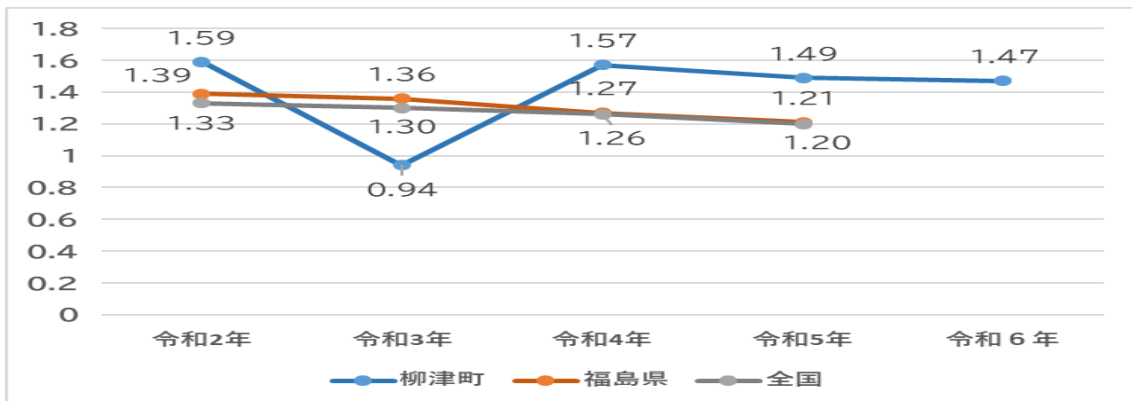
福島県現住人口調査年報

■福島県の出生数・出生率の推移



人口動態の統計（各定数）の概況（福島県）

■柳津町の合計特殊出生率の推移

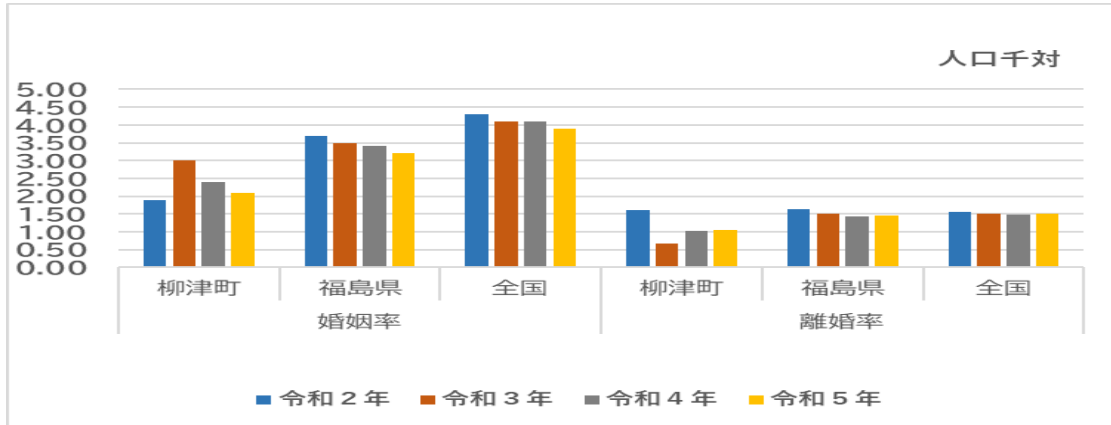


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
柳津町	1.59	0.94	1.57	1.49	1.47
福島県	1.39	1.36	1.27	1.21	
全国	1.33	1.30	1.26	1.20	

人口動態の統計（各定数）の概況（福島県） 令和6年は町民課調べ

3. 婚姻率・離婚率の状況

婚姻率・離婚率については、人口千人に対する件数の割合を言います。国・県・柳津町の数値は以下のようになります。国・県の値と比べて、低い数値となっております。

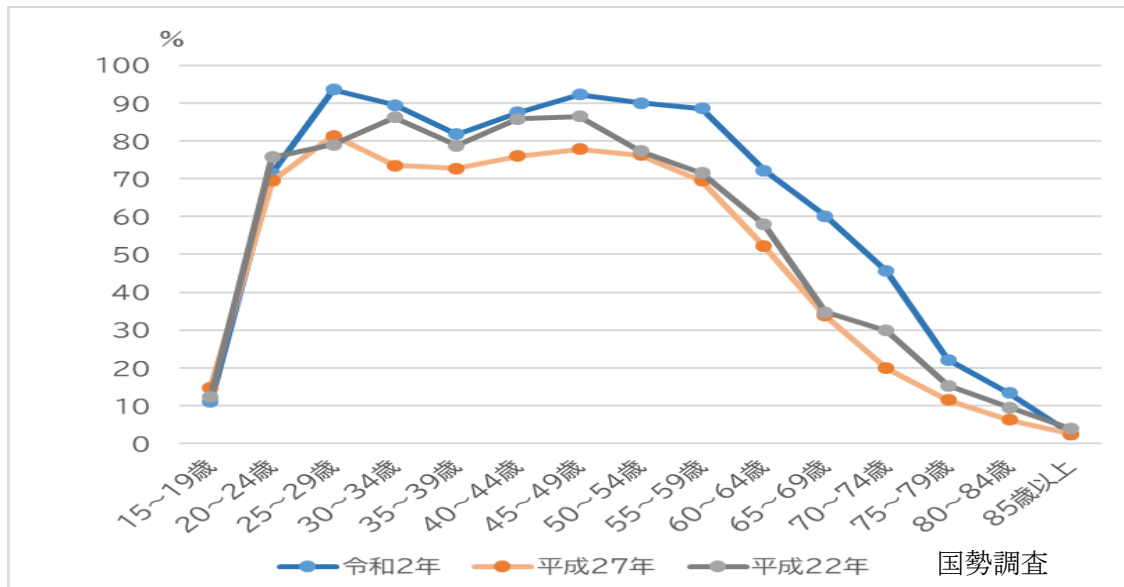


	婚姻率			離婚率		
	柳津町	福島県	全国	柳津町	福島県	全国
令和2年	1.90	3.70	4.30	1.62	1.63	1.57
令和3年	3.00	3.50	4.10	0.67	1.50	1.50
令和4年	2.40	3.40	4.10	1.03	1.44	1.47
令和5年	2.10	3.20	3.90	1.06	1.46	1.52

人口動態の統計（各定数）の概況（福島県）

4. 女性の労働力率の状況

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一時低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向があります。ほとんどの年代で平成22年、平成27年より上昇しており、女性の就労が進んでいることがわかります。これは、国や福島県も同様の傾向が見られます。



5. アンケートから見る子育ての現状・意向

令和7年2月から実施したアンケート調査結果の主なものを掲載します。

この調査結果を基に、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。そして、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用見込みや確保方策を検討・審議し、より実効性の高い計画を目指します。

各設問の「N」は回答数を表しています。

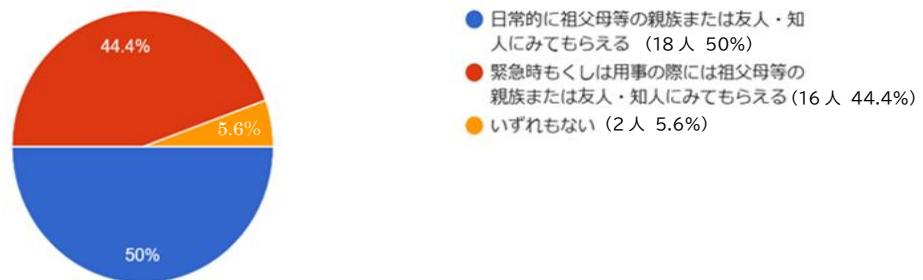
【調査結果】

区分	配布数	回収数	有効回収率
未就学児保護者	63	36	57.14%
小学生保護者	85	27	31.76%

【未就学児保護者】

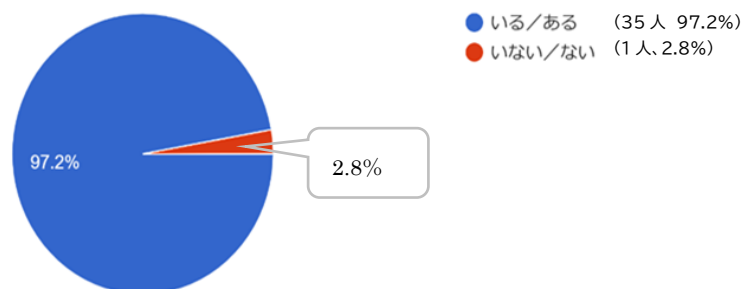
◆親族や友人・知人などで、お子さんをみてもらえる人はいますか。N=36

「日常的及び緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親戚または、友人・知人に見てもらえる」の回答が94.4%と高くなっていますが、一方「いずれもない」の回答が5.6%います。



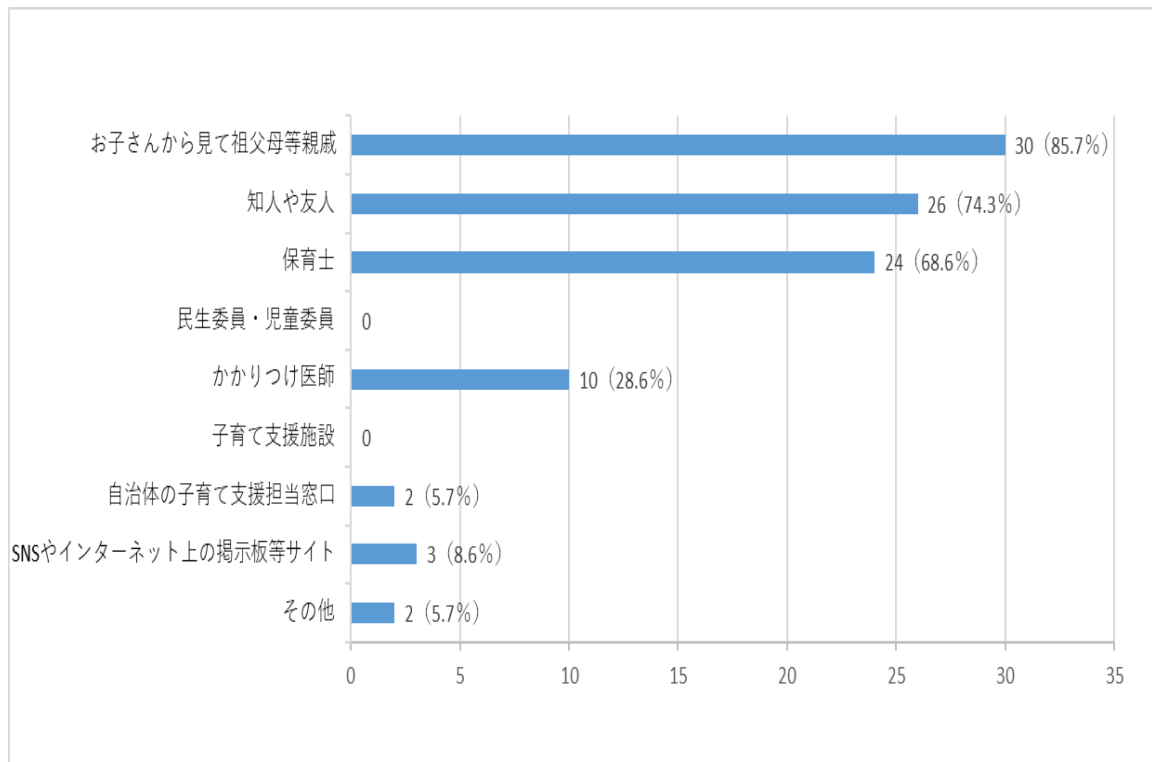
◆お子さんの子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。N=36

「いる・ある」の回答がほとんどであります。また、「いない・ない」との回答も少数あります。



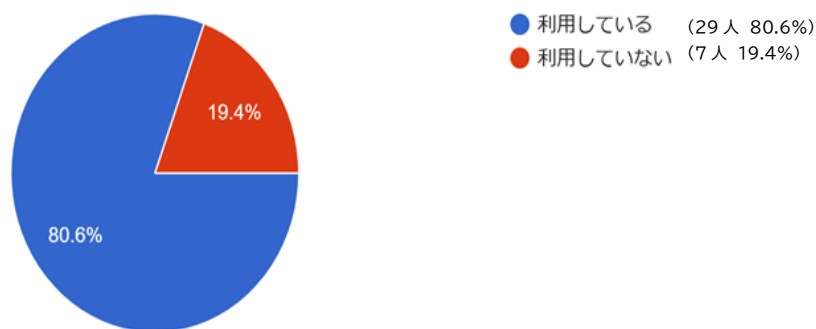
◆お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。N=29

主な相談先としてお子さんから見た祖父母等の親戚が 85.7%と一番多くついで知人や友人、保育士、かかりつけ医となっています。最近の傾向として、SNS やインターネット上の掲示板サイトの回答も見られています。その他の回答として会社の上司や先輩、職場の人、リハビリの先生等があります。



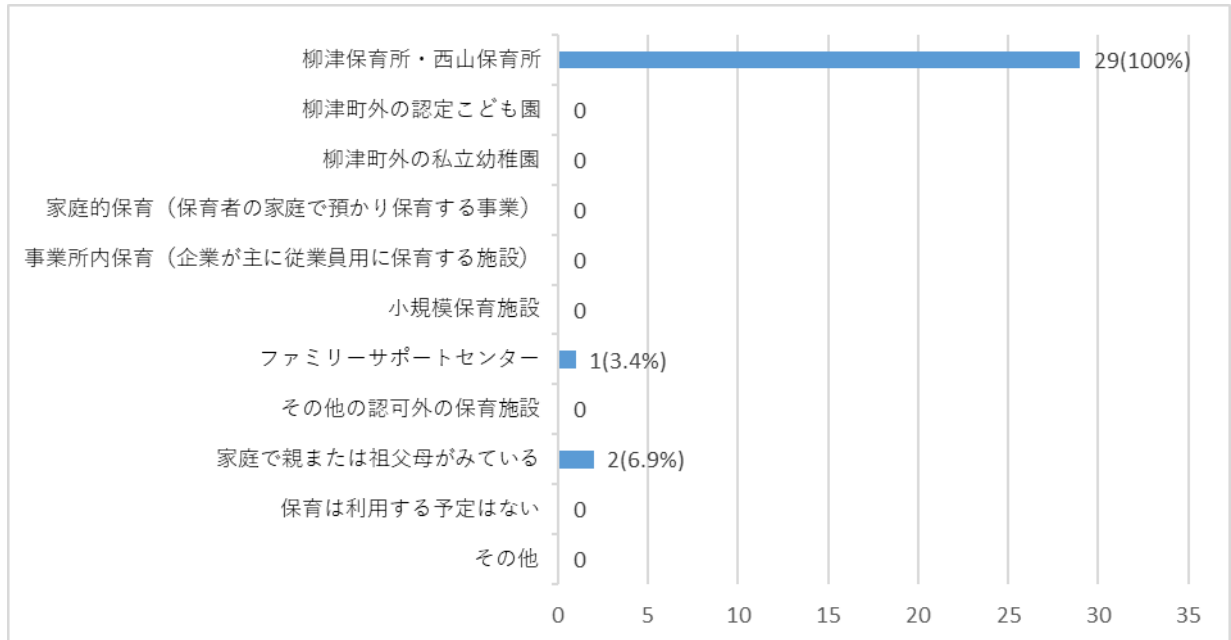
◆お子さんは平日保育所など定期的な教育・保育事業を利用していますか？
N=36

大多数の回答として平日保育所などを利用しています。



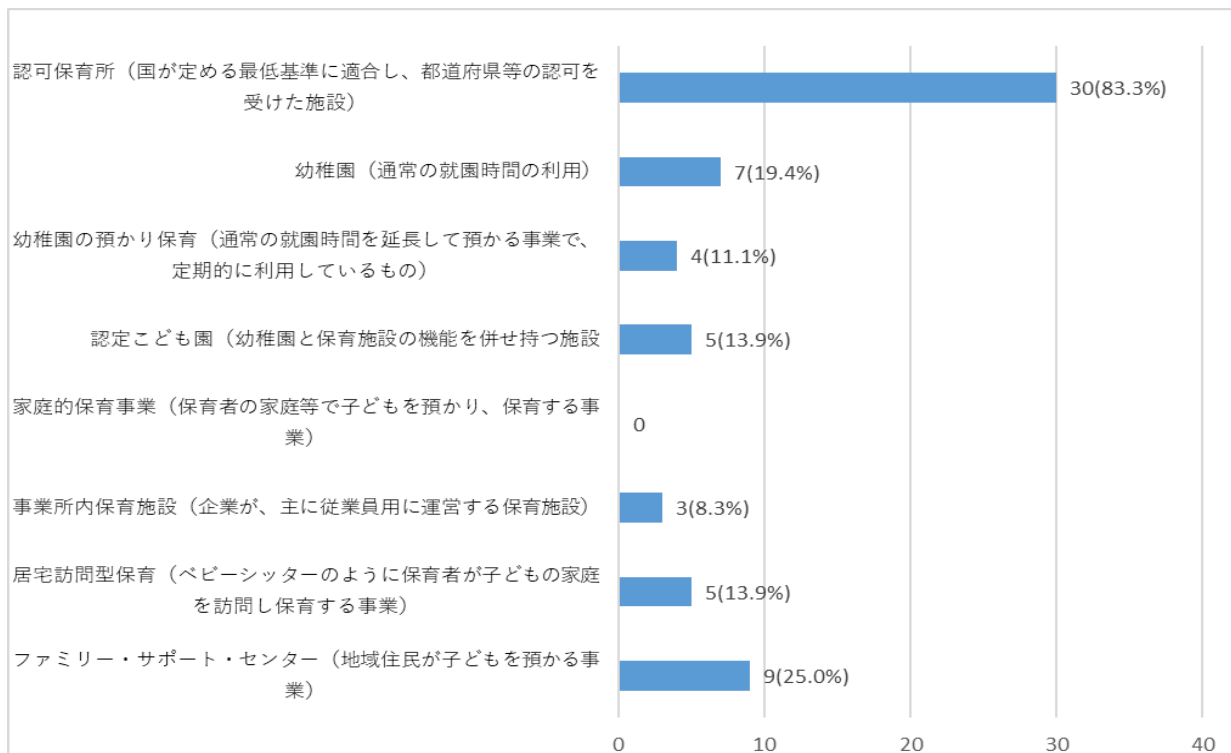
◆お子さんは平日どのような教育・保育事業を利用しています？利用している事業をお答えください。N=29

回答の全数が保育所の利用をしています。



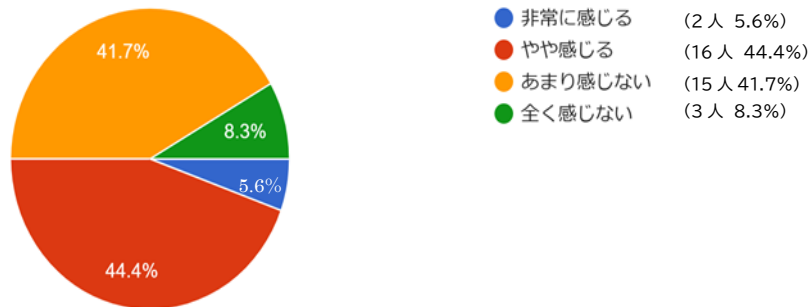
◆現在利用しているかどうかにかかわらず、平日に「定期的に利用したい」と考える事業をお答えください。N=36

認可保育所の利用希望が83.3%と一番多い回答となっています。現在町で実施していない事業においても利用希望があります。



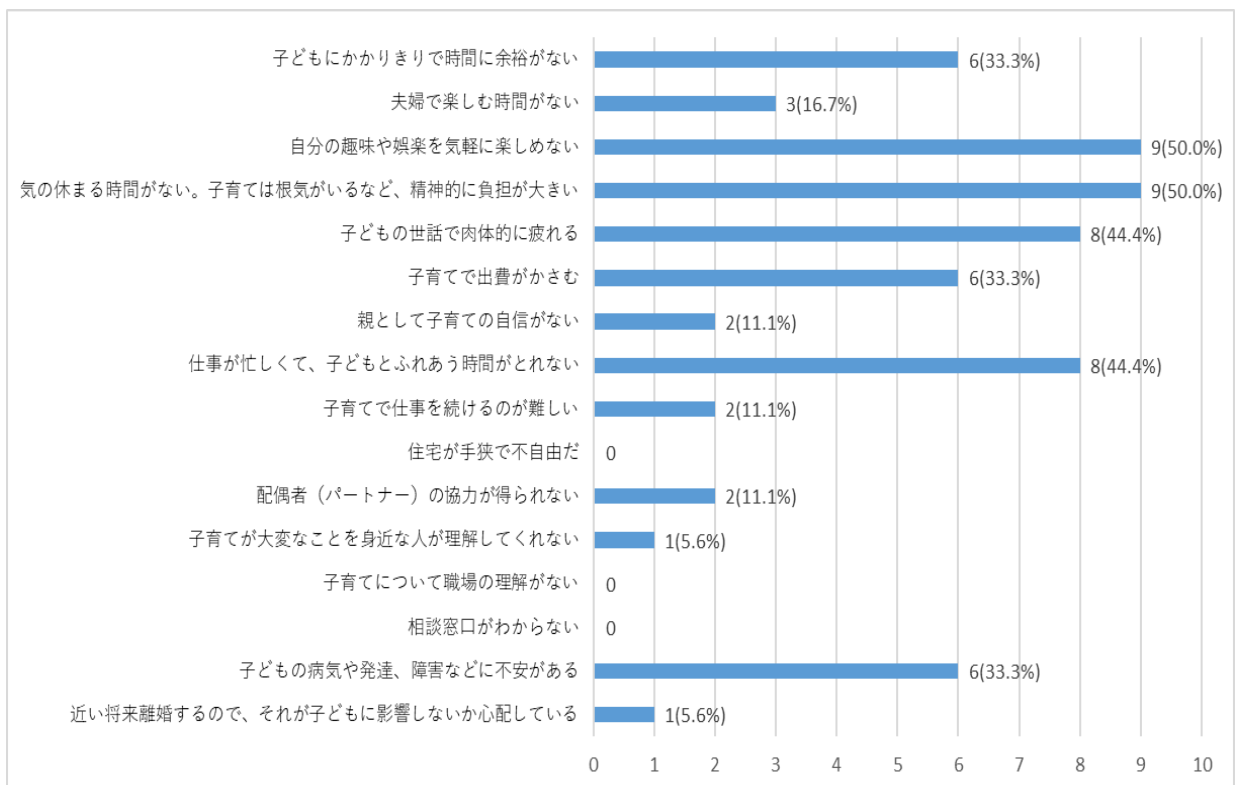
◆子育てに不安や負担は感じていますか。N=36

子育てに不安や負担を感じている「非常に感じる」「やや感じる」と回答したのは、約半数あります。



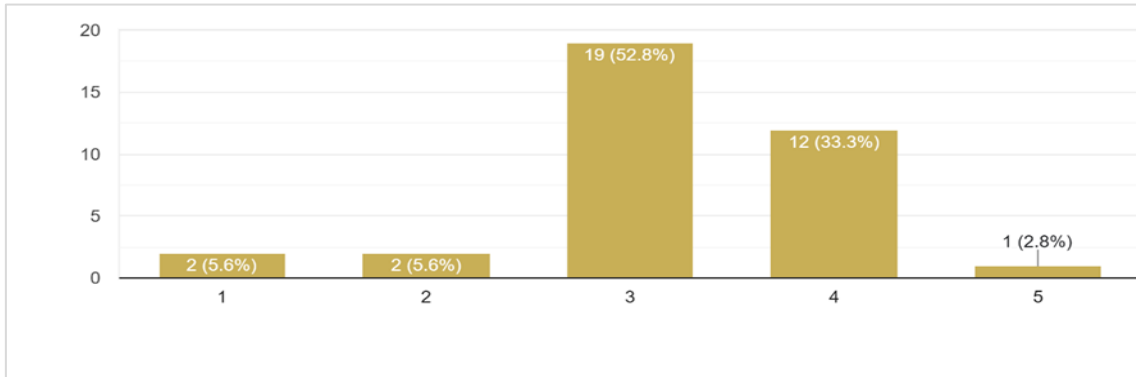
◆子育てに関して不安や負担に思うようなことはどのようなことですか。N=18

子育てに対する不安や負担の感じることについて「自分の趣味や娯楽を楽しめない」、「気の休まる時間がない、子育ては根気があるなど精神的に負担が大きい」が50%と一番多くなっています。次いで「子どもの世話で肉体的に疲れる」、「仕事が忙しくて、子どもとふれあう時間がとれない」となっています。



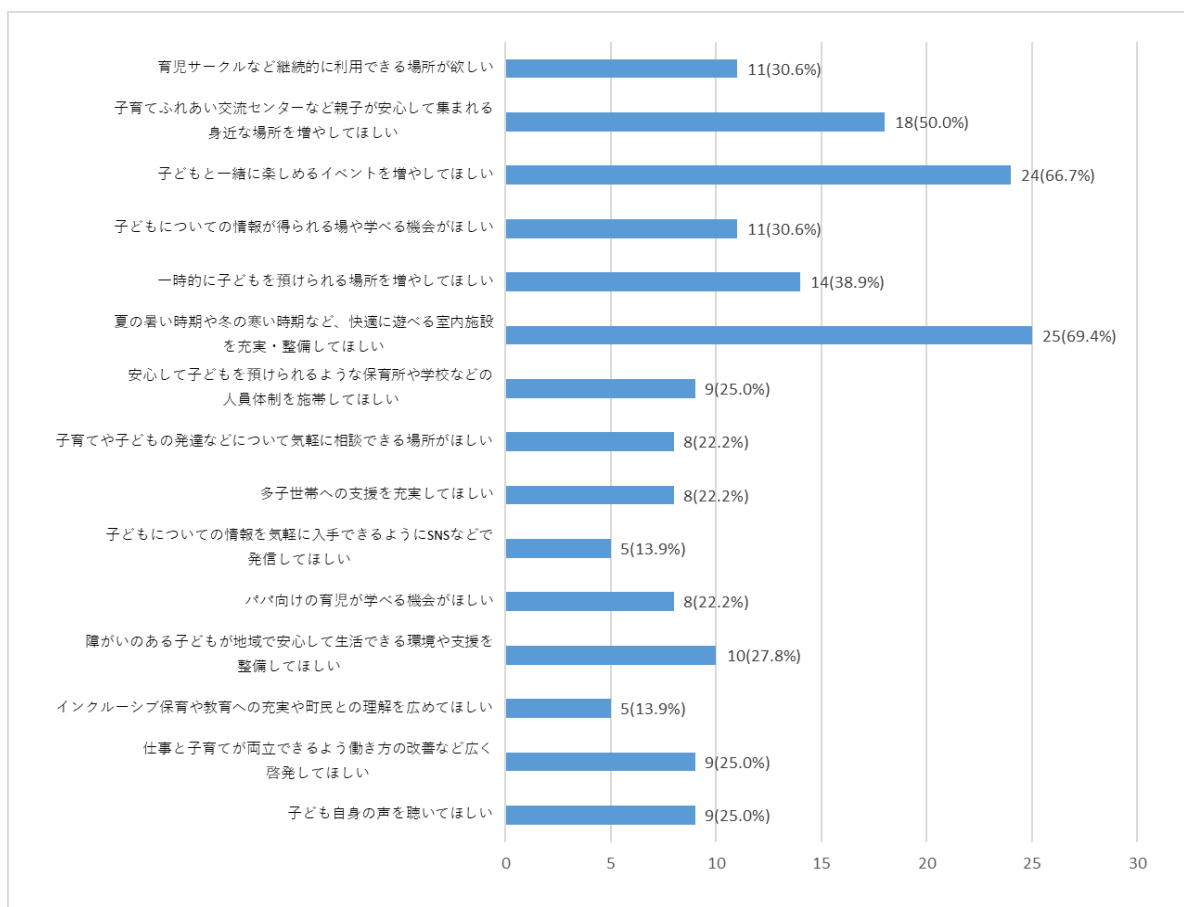
◆本町の子育ての環境、子育て支援への満足度を1～5でお答えください。
 (数字が大きくなるにつれて満足度が高い) N=26

ほとんどが「3」の中間の回答になっています。



◆本町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいですか。N=36

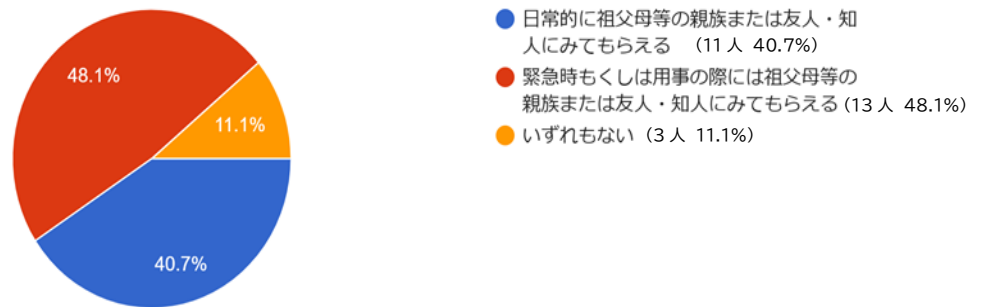
「夏の暑い時期や冬の寒い時期など快適に遊べる室内の施設を充実・整備してほしい」との回答が一番多く、次いで「子どもと一緒に楽しめるイベントを増やしてほしい」となっています。



【小学生保護者】

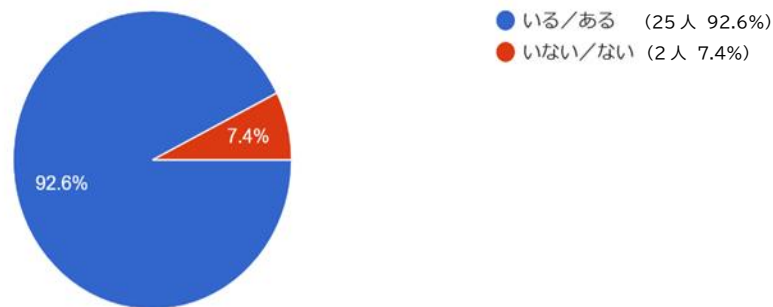
◆お子さんをみてもらえる親戚・知人はいますか。N=29

「日常祖父母等の親戚または知人・友人にみてもらえる」、「緊急的もしくは用事の際には祖父母等の親戚または知人・友人にみてもらえる」と 88.8%と9割近くが回答しています。一方、「いずれもない」との回答も見られています。



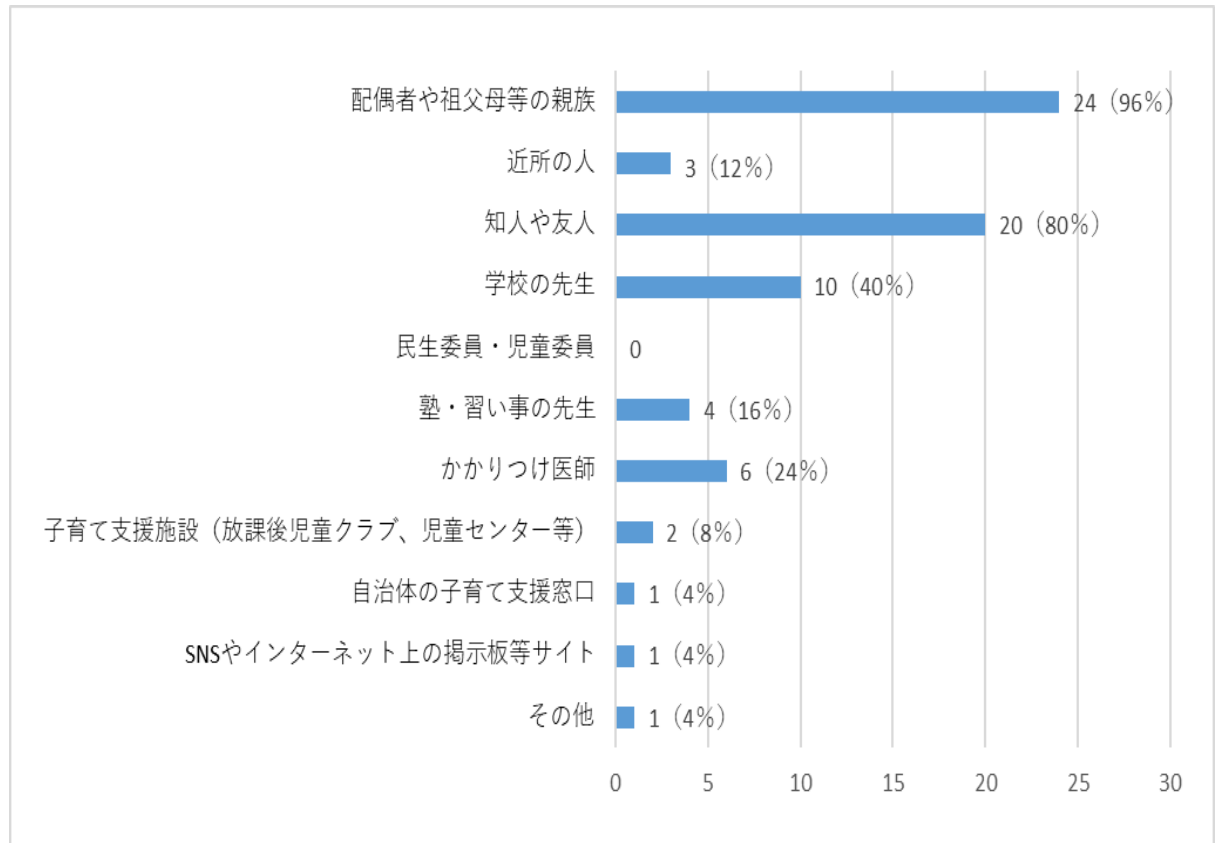
◆お子さんを子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。N=27

「相談できる人・場所がある・ある」の回答が 90%を超えています。しかし、「いない・ない」の回答も見られています。



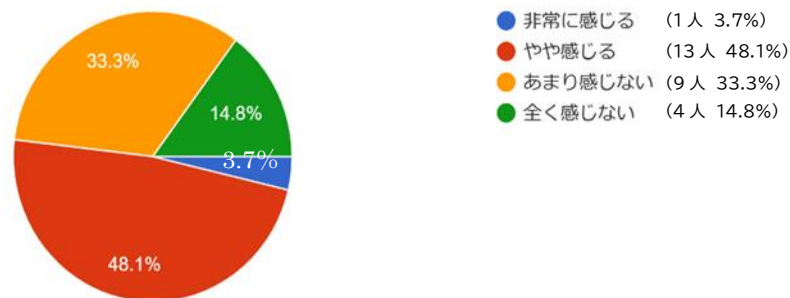
◆お子さんの子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか。N=25

「配偶者や祖父母等の親族」の回答が 96%と最も高く、次いで知人や友人 80%、学校の先生 40%となっています。



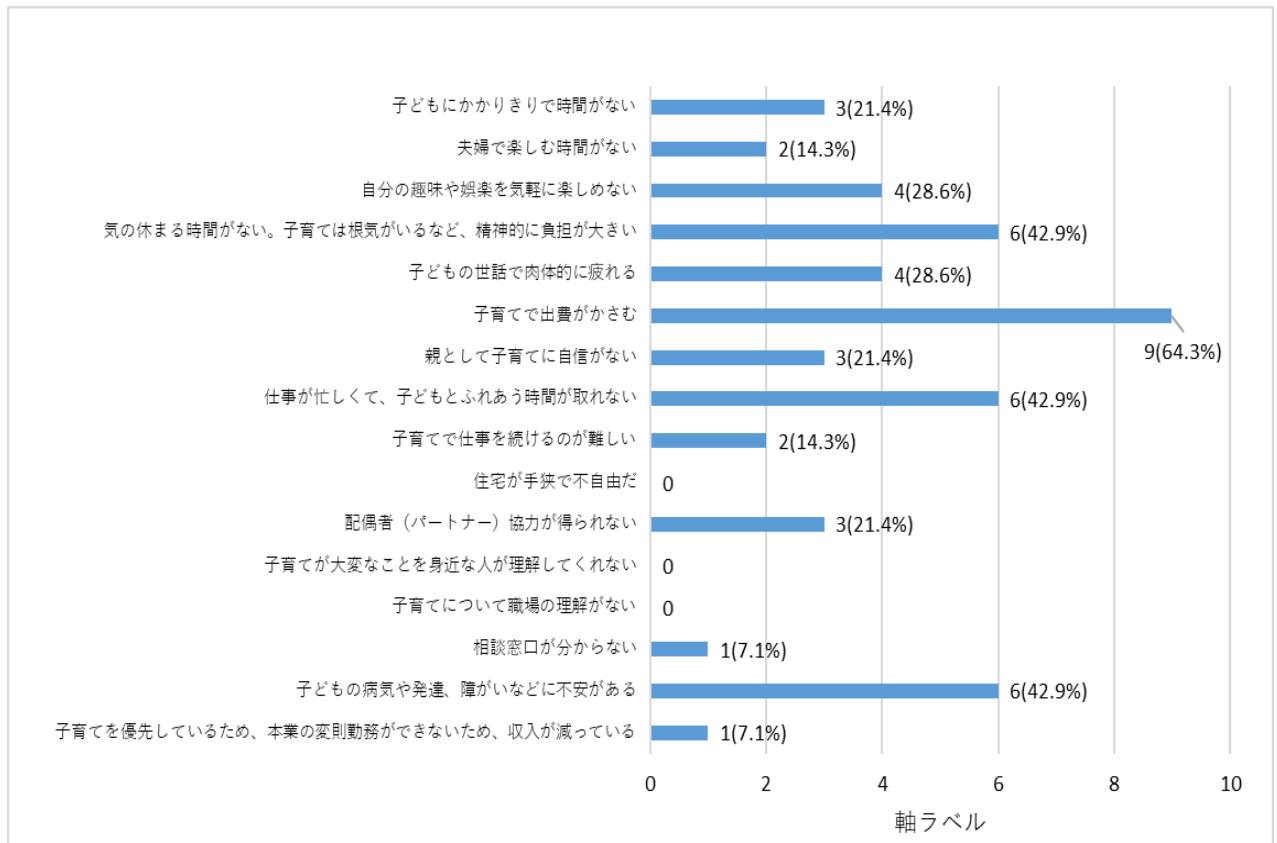
◆子育てに関して不安感や負担感を感じていますか。N=27

子育てに関して不安感や負担感を「全く感じない・あまり感じない」の回答は 48.1%で「やや感じる・非常に感じる」の回答が 51.8%と感じているほうがやや多くなっています。



◆子育てに関して不安や負担に感じていることはどのようなことですか。

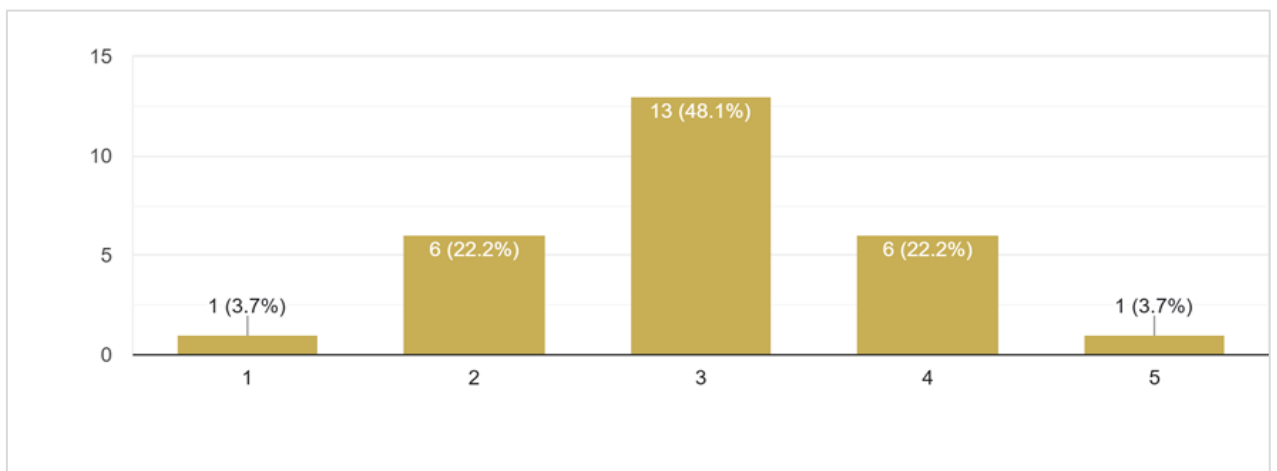
不安や負担に感じていることへの回答で最も多かったものは、「子育てに出費がかさむ」で、次いで「気の休まる時間がない。子育てには根気があるなど精神的負担が大きい」、「仕事が忙しくて、子どもとふれあう時間がとれない」、「子どもの病気や発達、障がいなどに不安がある」となっています。



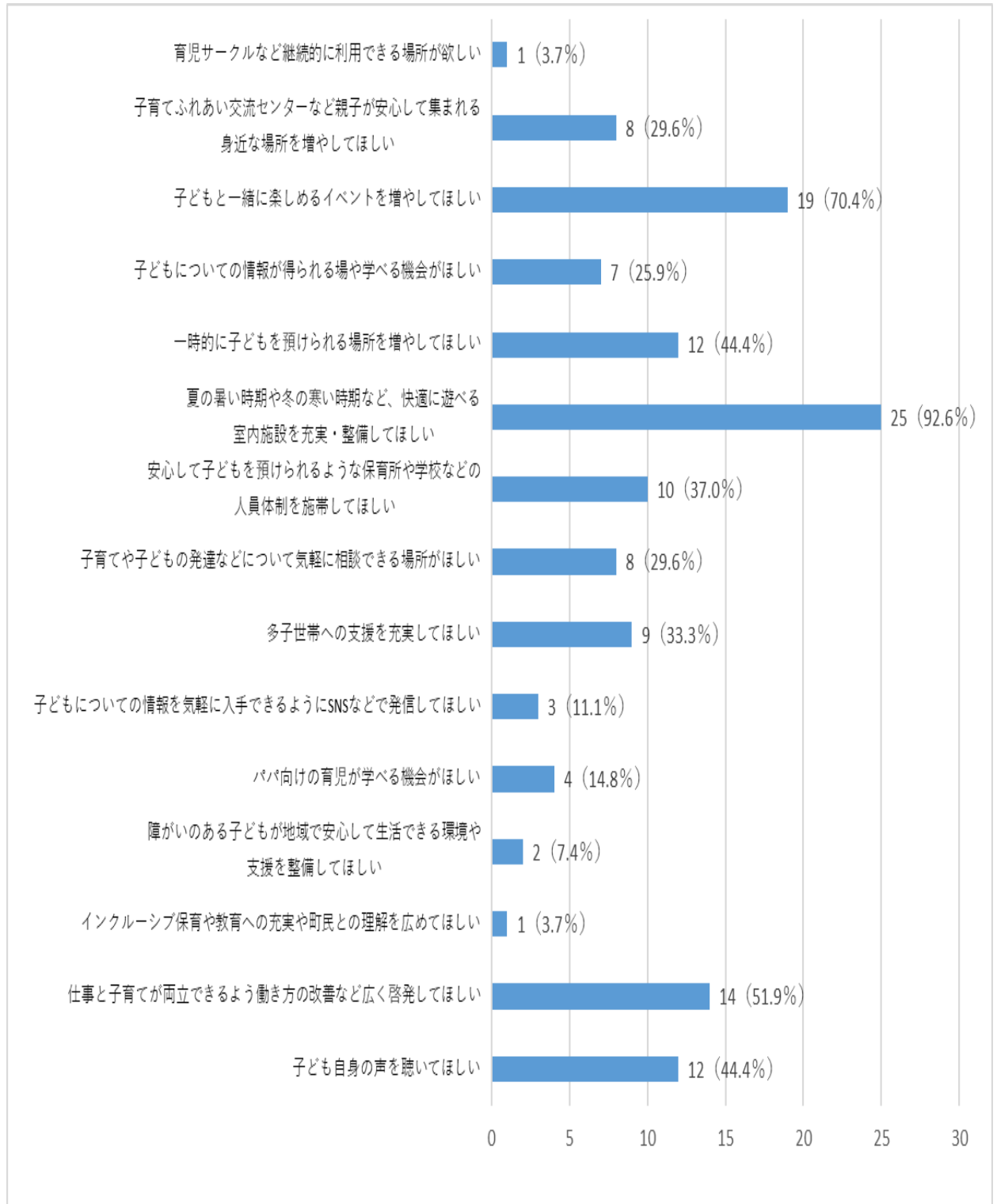
◆本町の子育ての環境、子育て支援への満足度を1～5でお答えください。

（数字が大きくなるにつれて満足度が高い）N=27

ほとんどが「3」の中間の回答になっています。



◆本町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいですか。N=27
 一番多かった回答は「夏季、冬季に快適に遊べる場所が欲しい」次いで「子どもと楽しめるイベント」となっており、これは未就学児の保護者と同じとなっています。次に「仕事と子育ての両立できるための働き方の普及啓発」となっています。



6. 第2期計画における取組及び実績

第2期計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）における主な取り組み状況は以下の通りです。

(1) 主な事業及び内容

NO	主な事業	実施事業内容
1	子育て世代包括支援センター	保健師による妊娠届の受理、母子健康手帳の交付の面談、その後妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦や保護者のニーズを把握しながら、情報提供や必要な支援を実施。
2	妊婦一般健康診査事業	全ての妊婦一般健康診査15回、産後健診2回の費用助成（無料）。
3	出産・子育て応援交付金	妊婦給付認定後に5万円、こどもの数の届出後に5万円（双胎の場合は10万円）を支給。
4	産後ケア助成事業	出産後1年未満の母親及び生後1年未満の乳児で、育児不安や産後の体調に不安があるなど保健指導を必要とする方を対象に、県内の助産所が実施する宿泊ケア、日帰りケアの費用の一部を助成。
5	新生児聴覚検査事業	出生後、退院前に出生産婦人科医で実施する新生児聴覚検査費用を全額助成。
6	1カ月児健診助成事業	出生後27日を超え、生後6週間に達しない乳児を対象に、1カ月児健診にかかる費用を助成
7	頑張れ子育て応援金	出産時第一子100千円、第二子200千円、第三子以降300千円、小学校入学時30千円、中学校入学時50千円
8	乳児全戸訪問	4カ月児前の乳児に対して保健師により全数訪問し、保護者の育児不安の軽減・解消や健全な児童の発達を支援。
9	養育支援訪問	支援の必要な妊産婦及び乳幼児に対して、育児不安の解消や養育者のサポートのため、保健師、栄養士等が訪問し、健全な子どもの発育発達を促すとともに保護者の育児の支援。
10	乳児健康相談	6カ月児、10カ月児、12カ月児の成長発達のための保健指導や離乳食指導等を保健師、栄養士等で実施し、健全な児の発達の支援や育児支援の実施。
11	乳幼児健康診査	4カ月児健診、1.6歳児・2歳児健診、3歳児健診、5歳児健診、就学児健診を実施。児童の健全な成長発達や育児支援のための医師の診察、心理士による相談、保健指導、離乳食・栄養指導の実施。

NO	主な事業	実施事業内容
12	チャイルドシート等購入費助成	チャイルドシート等の購入費の一部を助成。 (助成額：チャイルドシート上限3万円、ジュニアシート上限5千円)
13	子どもの医療費助成	子ども（18歳以下）の医療費の自己負担分を助成。
14	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童に対し、対象世帯に係る医療費の一部負担金が1月あたり1,000円を超えるとき、その超える額を助成
15	児童手当	児童（0歳から高校生まで）を養育している者に対して手当を支給。
16	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある児童を家庭において監護している者に対して手当を支給。
17	児童扶養手当	母子・父子・父母のいない家庭で児童を養育している者に対して手当を支給。
18	予防接種事業	重症化を防ぐことを目的に、定期予防接種を実施する
19	保育料・給食費無料	保育所入所児童家庭の経済的負担の軽減のため、保育料・給食費の無料化。
20	延長保育	保育所入所時の家庭において勤務等により、保育時間の延長を実施。
21	一時預かり	児童の保育が育児疲れや急病、冠婚葬祭や断続的勤務等により一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所で保育を実施。
22	食育推進事業	乳幼児期から基本となる適切な食習慣を身につけ、健康な身体を作るため栄養士により乳児健康相談や幼児健診及び保育所において食育指導及び体験を実施する。
23	幼児の教育・健康促進事業	乳幼児の教育環境を充実させ、専門的な講師により豊かな体験・経験を通して個々の個性を伸ばし、元気で健やかな子どもの成長を促進する。
24	学校給食費無償化事業	町内小中学校の児童・生徒の賄材料費を公費で負担する。
25	放課後児童健全育成事業及び放課後児童クラブ事業	昼間、保護者のいない家庭の小学校（1年生～6年生）の児童に適切な遊びを提供。
26	放課後児童クラブ事業	保護者が就労により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びを提供。
27	障がい児福祉サービスの実施	障害を持つ児童に対して適切な福祉サービスが利用することで日常生活及び社会生活を支援する。
28	要保護児童対策地域協議会の開催	関係機関が連携し、要保護児童の適切な支援を図る。

(2)教育・保育、地域の子ども子育て支援事業の取組

①教育・保育施設

本町には、柳津保育所、西山保育所の2施設で保育事業を実施しています。0歳児（6カ月以上）から5歳児を対象とし、定員は柳津保育所100名、西山保育所20名となっています。保育料は入所児童全員無料、給食費も無料となっています。

(単位：人)

計画年度別教育・保育 提供体制	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号 保育の必要性なし	—	—	—	—	—	
2号 保育の必要性あり (3～5歳児クラス対象児)	59	67	55	46	36	
3号 保育の必要性あり	0歳児クラス対象児	4	12	6	3	1
	1～2歳児クラス対象児	27	24	26	21	26
2号と3号の合計(保育所総利用者)	90	93	87	70	63	

②利用者支援事業

本町では、町民課に「柳津町子育て世代包括支援センター」を設置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行い関係機関と連絡調整を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しています。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用箇所	1	1	1	1	1

③地域子育て支援拠点事業

本町では、柳津保育所において「よちよちクラブ」として実施してきましたが、より参加しやすい「保育所開放日」として設定時間内で自由に保育所に来所して、他の児童と交流し集団での発達を促し、親子の交流や育児相談ができる体制整備を行いました。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総利用回数 (人回/年)	0	63	60	18	30

④妊婦健康診査

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診回数	154	138	182	99	106

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	13	8	14	13	11

⑥養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	7	6	6	19	18

⑦子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、委託施設において一定期間養育を行う事業です。

本町では、未実施のため実績がありません。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人日	—	—	—	—	—

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。本町では、未実施のため実績がありません。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用箇所	—	—	—	—	—

⑨一時預かり事業（一時保育事業）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人日	—	16	15	42	44

⑩延長保育事業

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数	40	34	24	31	29

⑪病児・病後児保育事業

本町において、病気が回復期に至らない病状の急変が認められない児童で、就労等により保護者が日中家庭で保育できない児童を、保育所や病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育対応できる保育所、病院等はありません。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人日	—	—	—	—	—

⑫放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数	32	34	30	31	27

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用または、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本町の事業実績はありません。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	—	—	—	—	—

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間業者の参入を促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本町の事業実績はありません。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	—	—	—	—	—

本町における過去5年間の総人口は減少傾向で推移しており、18歳未満の人口についても同様の傾向にあります。出産祝金や入学祝金、保育料や給食費の無料、学校給食無料など子育て支援を今後も充実させていきます。

世代を問わず子育てに関する要望では、「夏の暑い時期や冬の寒い時期に快適に遊べる施設が欲しい」、「子どもと参加できるイベントが欲しい」という声があることから、総合的な子どもの遊び場の確保や居場所づくり、親子で楽しめるイベントについて関係機関と調整してまいります。未就学児の要望としては「親子が安心して集まれる身近な場所が欲しい」就学児では、「仕事と子育てが両立できるよう職場の理解が欲しい」という意見もあります。

さらには、障がいによる育てにくさや、児童虐待、貧困といった家庭だけでは対応が難しい問題があることも考えられます。そのため、妊娠中から子育て中の家庭の身近な場所で子育てに関する相談ができる事業を充実させるため、国の方針では令和8年度末までに子ども家庭センターを整備し、家庭の状況に応じた適切な支援ができるよう体制の強化を図る予定です。本町においても「子ども家庭センター」の設置を予定しています。

また、国際化の進展に伴い外国人の乳幼児の増加が見込まれる中、日本での子育て支援を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業については、小規模市町村であり利用できるサービスの種類も限定されますが、子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業であることから、子育て支援のニーズや町の実情に合った事業を開拓及び近隣町村のサービス利用も含めて検討していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

“みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち”
「新しい時代の流れを力にする持続可能なまちづくり」

1. 基本理念と目標

急速に進む人口減少、少子化並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に給付及び必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指します。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭に対し関連する諸制度との連携を図り、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

また、子ども・子育て支援とは、第一義的責任は保護者が有することを基本的認識とし、子育ての負担や孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう行政や地域社会を初め社会全体で支援していきます。

そして、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

令和3年度から第6次柳津町振興計画基本計画（令和3年度～令和12年度）が運用され、その中の基本目標2において健康で安心して暮らせるまちづくり・子育て支援の充実が掲げられています。

本計画の第6次柳津町振興計画基本計画の目指す姿を基本理念とし、これまでの子ども・子育て支援を継承するとともに、町民のニーズを踏まえ次の基本的目標をおきます。

2. 基本的目標

(1) 子どもを安心して産み育てられる環境支援

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な子育て支援を推進します。

- ・妊婦等包括相談支援事業（新）
- ・産後ケア事業（新）
- ・新生児聴覚検査事業
- ・利用者支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・児童育成拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・地域子育て相談機関の設置

(2) 経済的な支援・充実

○ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化を図ります。

- ・妊婦のための支援給付
- ・妊婦一般健康診査事業
- ・頑張り子育て応援金
- ・1カ月健診助成事業
- ・子どもの医療費助成
- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・児童手当
- ・チャイルドシート等購入費助成
- ・保育料・給食費無料
- ・実費徴収に係る補足給付事業
- ・学校給食費無料
- ・学校教育学力向上対策事業（検定料補助）
- ・子どもの貧困対策の推進

(3) 食育の推進

○乳幼児期から基本となる食習慣を身につけ健康な身体とこころを育むための取組を進めます。

(4) 保育サービス・保育施設の充実

○保育・教育における多様な子ども・子育て支援の量の確保と充実を図ります。

- ・延長保育
- ・病児保育
- ・乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）
- ・放課後児童健全育成事業
- ・放課後子ども教室事業
- ・障がい児福祉サービスの利用

※ その他

○関係機関が連携を図り、全ての子ども・子育て家庭の支援を図ります。

- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- ・ヤングケアラー支援
- ・児童虐待の防止

3. 子ども・子育て支援事業の骨組み

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

■制度の事業体系

① 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付は、保護者の申請により、町が子どもの保育の必要性を区分認定し、給付する仕組みです。

子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある子どもを対象に町が認定し、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等について給付する仕組みです。

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

第4章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1. 幼児期の教育・保育の量の見込み

ニーズ調査の結果と子どもの人口推計から算出した教育・保育の量の見込み（保育所や小規模保育などを利用する子どもの数）を年度ごとに集計した表が以下になります。

本町において3歳児クラス対象児以上の子どもはほぼ全員保育所に入所していることから、3歳児クラスから5歳児クラス対象の子どもは全員保育の必要性があると見込みます。

（単位：人）

計画年度別教育・保育量の 見込み		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前子どもの人数（0～5歳児クラス対象児）見込み 総計		72	67	62	54	42
1号 保育の必要性なし		—	—	—	—	—
2号 保育の必要性あり （3～5歳児クラス対象児）		37	39	37	30	18
3号 保育の 必要性あり	0歳児クラス対象児	4	5	5	5	5
	1～2歳児クラス対象児	25	19	16	15	15
2号と3号の合計（保育所総利用者）		66	63	58	50	38
教育・保育を利用しない子ども（家庭で育てられる等）		6	4	4	4	4

※1号（認定子ども）・・・満3歳以上の子どもで、保育の必要性がないとされた子ども

※2号（認定子ども）・・・満3歳以上の子どもで、保育の必要性があるとされた子ども

※3号（認定子ども）・・・満3歳未満の子どもで、保育の必要性があるとされた子ども

※量の見込みは各年度4月1日時点の利用者見込み数。

2. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町においては、保育所等の利用希望があるのに利用できない待機児童はおらず、保育を必要とする子どもは全て町内の保育所において保育のニーズを満たしています。

現在3歳児クラス対象児以上の子どもはほぼ全員町内の公立保育所2か所に入所していますので、1号認定対象者を見込まず、計画を策定します。

市町村による認可事業（地域型保育事業）としての地域型保育給付があります。対象事業として、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」がありますが、本町での該当事業はありません。今後のニーズの状況を見ながら、検討していきます。

（単位：人）

計画年度別教育・保育提供体制	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号 保育の必要性なし	—	—	—	—	—
2号 保育の必要性あり (3～5歳児クラス対象児)	37	39	37	30	18
3号 保育の必要性あり	0歳児クラス対象児	4	5	5	5
	1～2歳児クラス対象児	25	19	16	15
2号と3号の合計(保育所総利用者)	66	63	58	50	38

第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村は地域の実情に応じて、次の20の事業を実施することとなっています。(子ども・子育て支援法第59条)

①延長保育事業

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行います。

本町では、柳津保育所、西山保育所において延長保育を実施しています。

今後も同様に実施していきます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12
施設数	2	2	2	2	2

②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労や疾病等の理由で家に保護者がいない小学生の児童に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供します。(一般的に「学童保育」と呼ばれます。)

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31	32	29	26	30
確保方策	31	32	29	26	30
施設数	2	2	2	2	2

本町では放課後子ども教室（本庁地区ではフラット、支所地区では杉の子）を開催しています。子どもの放課後を効果的にサポートするために、放課後子ども教室の担当である公民館と連携を推進していきます。

③子育て短期支援事業

(ア) 【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

今後事業実施に向けて体制の整備を図ります。

(イ) 【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

本町において実施施設はありませんが、今後近隣自治体と調整を図り広域利用について検討していきます。

④地域子育て支援拠点事業

公共施設、保育所及び児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流、育児相談、情報提供等を行います。

令和8年度から母子保健分野の「子育て世代包括支援センター」と福祉部門の「子ども家庭総合支援拠点」の機能を引き続き活かしながら、一体的に子育て家庭に対する相談支援を実施する「こども家庭センター」を開設する予定です。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	15	15	15	15
確保方策	0	15	15	15	15

⑤一時預かり事業（一時保育事業）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、昼間において、保育所で一時的に預かります。

現在も柳津保育所において実施しております。令和6年度の利用人員は2名となっております。今後も継続し実施します。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	45	45	45	45
確保方策	45	45	45	45	45

⑥ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行う者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

本町において未実施のため利用実績はありませんが、住民のニーズに応じて検討していきます。

⑦病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に保育所に併設した施設等において保育を行います。

本町において対象となる施設はありませんが、潜在的ニーズはあると考えられるため、今後近隣自治体と調整を図り広域利用などについて検討していきます。

⑧利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町には「子育て世代包括支援センター」を庁内に設置し専門的な相談等に対応してきました。令和8年度に設置する「こども家庭センター」において一体的に実施する予定です。

（単位：箇所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

⑨地域子育て相談機関

全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に子育てに関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる相談機関です。

本町での事業実施はありませんが、「子育て世代包括支援センター」や町保健師、保育所等で随時相談を受け付けています。

⑩妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成を行います。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回

◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回

◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度(15回補助)

令和7年度から産前16回以降も費用助成対象となります。

◆産後2週間及び1ヶ月後の健康診査についても1回に限り費用助成します。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	135	120	105	85
確保方策	150	135	120	105	85

⑪乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行います。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	9	8	7	6
確保方策	10	9	8	7	6

⑫養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

(ア)【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行います。

(イ)【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るための取組めます。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	11	10	9	8
確保方策	12	11	10	9	8

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用又は行事への参加に必要な費用等を助成する事業です。

現在、該当者はいませんが発生した場合に対応できるよう準備を進めていきます。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

(ア)【多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業】

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査・研究や、その他多様な事業者の能力を活用し特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

本町では民間参入の動きはありませんが、住民のニーズや民間事業者の参入の状況に応じて検討していきます。

(イ)【子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業】

支援を必要とする児童等の早期発見及び適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会が令和6年度に設置されました。その機能強化を図るための取組に対する支援を実施する事業です。今後も関係機関と連携し、体制強化を図っていきます。

⑮子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

本町での事業実施はありませんが、住民のニーズに応じて検討していきます。

⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、安全で安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や学習支援、進路相談、食事の提供などを行う事業です。

本町での事業実施はありませんが、住民のニーズに応じて検討していきます。

⑰親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設けることで親子間の適切な関係性の改善を支援する事業です。

本町での事業実施はありませんが、今後近隣町村自治体と調整を図り、広域利用などによる事業実施について検討を図ります。

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊婦・配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

現在は子育て世代包括支援センターにおいて実施しており、令和8年度からは子ども家庭センターにおいて実施します。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	36	30	24	18
確保方策	42	36	30	24	18

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

現在の事業実施はありませんが、今後実施予定です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

⑳産後ケア事業

産婦の心身の健康や、子育てに関する悩み等に対して、助産院に滞在して出産後の母親をサポートする事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

第6章 保育・教育の一体的支援及び推進体制の確保

1. 柳津町の保育・教育内容の充実

町内の保育所においては、国の定めた保育所保育指針に従い、また町独自に保育の内容に関する全体的な計画を作成しています。

柳津町保育の内容に関する全体的な計画において、「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指す。」という理念を掲げています。

さらに、

- (1) 信頼…子どもたちやその保護者、職員同士の間に信頼関係を築く
- (2) ゆとり…先を見通した保育計画・心、身体、保育の充実
- (3) 地域密着…地域に開かれた保育所

という3つの保育方針を定め、

- ・ じょうぶな身体をつくる
- ・ 豊かな心を育てる
- ・ 自立・自律ができるこども

という3つの保育目標を置きました。

これらの方針等により、英語に触れる時間を設けるなど魅力ある教育的内容を充実させ、自立・自律した保育所生活を行えるようにしていきます。

また、小学校に入学した子どもが座って授業を聞いていられなかったり、学校生活をおくることが難しかったりする小1プロブレムに対応するために、保育所と小学校において交流授業を設ける、保育士・小学校教諭がお互いに参観する、そして保育所から小学校へ保育要録を作成して申し送りするなどの連携が行われています。

2. 学校における連携教育の推進

(1) 連携教育の推進

町においては、柳津・西山の2つの学区があり、それぞれに保育所・小学校が一つずつあり、中学校は統合し町で1つになりました。

特に小学校・中学校において連携教育の推進が図られており、小学校同士の連携（修学旅行の合同実施等）、小学校と中学校の連携（小中合同避難訓練の実施、授業交流・合同授業等）を進めています。

小学校と中学校の連携は、中学1年生に進学した子どもが環境の変化や授業内容になじめなくなる中1ギャップの対策にもなっています。

これからも、町の教育研究会において、教育重点施策として連携教育をさらに推進していきます。

(2) 教育内容の充実

①特別支援教育連携事業

教育支援委員会において、特別な支援を要する児童生徒の適正な把握に努め、学校、保護者、関係機関との連携の下、一人ひとりに応じた特別支援教育の充実を図ります。

②安全教育の充実

児童生徒の安全確保を図るため、関係機関や見守りボランティアとの連携を強化し、交通事故や不審者侵入等に万全を期します。

③情報教育の充実

教育用ＩＣＴによる情報教育を充実させ、テレビやインターネットに触れる時間を自分でコントロールできる力等の情報化社会に対応する力を高めます。

④外国語教育・国際理解教育の充実

英語指導助手による外国語教育の強化を図り、中学生海外派遣事業を実施して、国際理解を深めさせ、国際感覚を身につけた児童生徒を育成します。

⑤ふるさと教育の充実

地域についての学習資料を整備し、ふるさとを誇りに思う心を育てます。

第7章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画を推進していくためには、町の関係課及び関係機関などから計画の進捗状況及び推進方法などに対する意見を求め、総合的な取り組みを進めていきます。

また、柳津町子ども・子育て会議等において、計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。本計画の基本理念を共有し、本計画について理解促進を図れるよう、町のホームページ、広報紙等を活用し、広報・啓発を行います。

3. 計画の進行管理

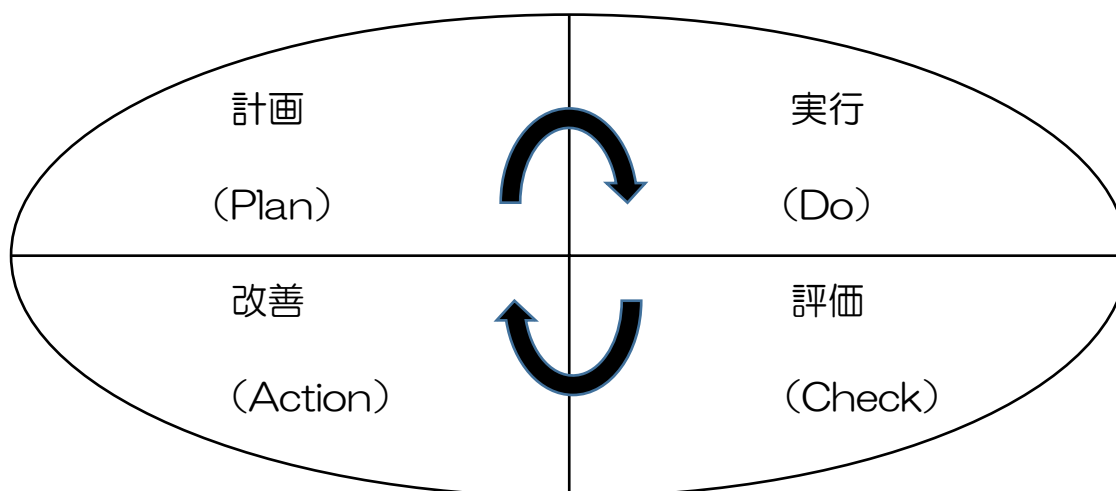
子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流に伴い変化していきます。本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル（※）による推進体制が不可欠となります。

町では、PDCAサイクル※を活用して計画を推進していきます。

※PDCAサイクルとは…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する。

行政評価（PDCAサイクル）のイメージ図



柳津町子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

発行日：令和7年3月

発行：柳津町役場 町民課

住所：969-7201

福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地

電話：0241-42-2118